

改正(案) 加筆\_\_\_\_ 修正\_\_\_\_ 削除\_\_\_\_

プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について

現行							改正案							理由
<b>1. プロ契約制度</b> <b>1-1 プロ契約制度の概要</b>							<b>1. プロ契約制度</b> <b>1-1 プロ契約制度の概要</b>							プロ契約制度の概要表の該当部分を変更
登録区分	選手種類	人数制限	契約可能年数	契約締結条件	報酬	移籍金の上限	登録区分	選手種類	人数制限	契約可能年数	契約締結条件	報酬	移籍金の上限	
プロ	統一契約選手 プロA選手 契約書の色 ホワイト	25名以内	制限なし	規定試合出場またはプロC契約を3年経過	初契約は次の通り 基本報酬 700万円/年以下 変動報酬 制限なし。 本文1-3 参照。 次年度以降の契約は全てに制限なし	移籍金算出基準	プロ	統一契約選手 プロA選手 契約書の色 ホワイト	25名以内	制限なし	規定試合出場またはプロC契約を3年経過	基本報酬 480万円/年以上 ただし、A契約初締結時は700万円/年以下とする 変動報酬 制限なし。 本文1-3 参照。 次年度以降の契約は全てに制限なし	移籍金算出基準	
	プロB選手 契約書の色 ブルー	制限なし	制限なし	同上	基本報酬 480万円/年以下 変動報酬 制限なし。ただし、出場プレミアムを設定する場合は5万円/試合以下とする	30万円×在籍年数		プロB選手 契約書の色 ブルー	制限なし	制限なし	同上	基本報酬 480万円/年以下 変動報酬 制限なし。ただし、出場プレミアムを設定する場合は5万円/試合以下とする	30万円×在籍年数	
	プロC選手 契約書の色 グリーン	制限なし	初契約から3年間	なし	基本報酬 480万円/年以下 変動報酬 出場プレミアム(5万円/試合以下)・勝利プレミアムのみ可	本文3-2(3)参照		プロC選手 契約書の色 グリーン	制限なし	初契約から3年間	なし	基本報酬 480万円/年以下 変動報酬 出場プレミアム(5万円/試合以下)・勝利プレミアムのみ可	本文3-2(3)参照	
その他	統一契約以外の契約を締結した外国籍選手	プロA選手として扱う	制限なし	なし			その他	統一契約以外の契約を締結した外国籍選手	プロA選手として扱う	制限なし	なし			
	法人と雇用契約のみを締結した選手(社員選手)	制限なし	制限なし			30万円×在籍年数		法人と雇用契約のみを締結した選手(社員選手)	制限なし	制限なし			30万円×在籍年数	
アマチュア	アマチュア選手 報酬または利益を目的とすることなくプレーする選手	制限なし				トレーニング費用請求基準	アマチュア	アマチュア選手 報酬または利益を目的とすることなくプレーする選手	制限なし				トレーニング費用請求基準	
<b>1-3 プロA契約・プロB契約</b> <b>契約締結条件</b> 次のいずれかを満たすことをプロA契約およびプロB契約の締結条件とする。 (1) 試合出場 J1 : 450分 J2 : 900分 JFL : 1,350分 (2) プロC契約3年経過 <b>対象となる試合</b> (1) リーグ別対象試合 J1 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯							<b>1-3 プロA契約・プロB契約</b> <b>契約締結条件</b> 次のいずれかを満たすことをプロA契約およびプロB契約の締結条件とする。 (1) 試合出場 J1 : 450分 J2 : 900分 JFL : 1,350分 (2) プロC契約3年経過 <b>対象となる試合</b> (1) リーグ別対象試合 J1 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯							

J2 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯  
JFL : リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯

- 1 天皇杯の出場実績は、J1・J2・JFLに所属するクラブの第1種チームのメンバーとして出場した場合に限り、カウントする。
  - 2 JFLに加盟している大学チームに所属する選手の出場実績は、上記いずれの大会においてもカウントしない。
  - 3 特別指定選手が、上記のリーグ別対象試合にJクラブの選手として出場した場合、プロA契約およびプロB契約締結条件の出場実績としてカウントする。
- (2) J1の対象試合と同様にカウントする試合および大会  
日本代表Aマッチ（FIFAが認定する代表チーム同士の試合）  
オリンピックサッカー競技およびオリンピックサッカー競技アジア地区2次予選、最終予選  
アジア競技大会  
FIFAワールドユース選手権大会本大会  
AFCチャンピオンズリーグ  
A3チャンピオンズカップ  
上記以外にFIFA、AFCが主催するチャンピオンクラブを出場対象とした大会  
海外のプロリーグでの実績評価については別途定める。

**試合出場時間換算方法**

移籍およびクラブの昇降格により、選手の所属するリーグが変更となる場合、既に出場している時間は次のように換算する。

- |                   |     |         |      |     |
|-------------------|-----|---------|------|-----|
| (1) J1 から J2 へ変更  | J1  | での出場時間を | 2.0倍 | に換算 |
| (2) J1 から JFL へ変更 | J1  | での出場時間を | 3.0倍 | に換算 |
| (3) J2 から JFL へ変更 | J2  | での出場時間を | 1.5倍 | に換算 |
| (4) J2 から J1 へ変更  | J2  | での出場時間を | 1/2  | に換算 |
| (5) JFLから J1 へ変更  | JFL | での出場時間を | 1/3  | に換算 |
| (6) JFLから J2 へ変更  | JFL | での出場時間を | 2/3  | に換算 |

**プロA契約の報酬**

- (1) 原則として制限はないが、初めてプロA契約を締結する場合のみその基本報酬は700万円/年を超えてはならず、変動報酬は本制度の主旨を逸脱しない範囲で設定しなければならない。なお年度途中でプロA契約に変更した場合、当該残存年度における契約が、700万円/年の制限対象となる。
- (2) プロC契約締結時にプロA契約2年目以降の報酬について約束してはならない。

**プロB契約の報酬**

- (1) プロB契約の基本報酬は480万円/年を超えてはならない。
- (2) 変動報酬は自由に設定できる。ただし、出場プレミアムを設定する場合は5万円/試合以下とする。

**1-10 年度途中の契約変更** (図-2、図-3)

プロC選手が年度途中でプロA契約締結条件を満たし、クラブがプロA契約またはプロB契約を締結しようとする場合の手続きは次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば、随時行なうことができる。ただし、1-6 「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「25名枠」の対象とする。

**クラブから選手への契約変更通知**

- (1) プロC選手が年度途中でプロA契約締結条件を満たした場合、クラブは選手に対し、条件を満たした試合日の翌日から3日以内に、プロA契約またはプロB契約への変更およびその契約条件を「契約変更に関する通知書」(書式E)により通知しなければならない。
- (2) (1)の契約条件は、プロC契約時の契約条件を下回ってはならない。

**クラブと選手の契約交渉**

- (1) 選手が上記変更通知を受け取った日の翌日から、原則として7日までをクラブと選手との交渉期間とする。
- (2) クラブが基本報酬480万円(年額)以上の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は同クラブにおいて契約することを原則とする。
- (3) クラブが基本報酬480万円(年額)未満の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は自らの

J2 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯  
JFL : リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯

- 1 天皇杯の出場実績は、J1・J2・JFLに所属するクラブの第1種チームのメンバーとして出場した場合に限り、カウントする。
  - 2 JFLに加盟している大学チームに所属する選手の出場実績は、上記いずれの大会においてもカウントしない。
  - 3 特別指定選手が、上記のリーグ別対象試合にJクラブの選手として出場した場合、プロA契約およびプロB契約締結条件の出場実績としてカウントする。
- (2) J1の対象試合と同様にカウントする試合および大会  
日本代表Aマッチ（FIFAが認定する代表チーム同士の試合）  
オリンピックサッカー競技およびオリンピックサッカー競技アジア地区2次予選、最終予選  
アジア競技大会  
FIFAワールドユース選手権大会本大会  
AFCチャンピオンズリーグ  
A3チャンピオンズカップ  
上記以外にFIFA、AFCが主催するチャンピオンクラブを出場対象とした大会  
海外のプロリーグでの実績評価については別途定める。

**試合出場時間換算方法**

移籍およびクラブの昇降格により、選手の所属するリーグが変更となる場合、既に出場している時間は次のように換算する。

- |                   |     |         |      |     |
|-------------------|-----|---------|------|-----|
| (1) J1 から J2 へ変更  | J1  | での出場時間を | 2.0倍 | に換算 |
| (2) J1 から JFL へ変更 | J1  | での出場時間を | 3.0倍 | に換算 |
| (3) J2 から JFL へ変更 | J2  | での出場時間を | 1.5倍 | に換算 |
| (4) J2 から J1 へ変更  | J2  | での出場時間を | 1/2  | に換算 |
| (5) JFLから J1 へ変更  | JFL | での出場時間を | 1/3  | に換算 |
| (6) JFLから J2 へ変更  | JFL | での出場時間を | 2/3  | に換算 |

**プロA契約の報酬**

- (1) 基本報酬は480万円/年以上とする。原則としてその他の制限はないが、初めてプロA契約を締結する場合のみその基本報酬は700万円/年を超えてはならず、変動報酬は本制度の主旨を逸脱しない範囲で設定しなければならない。なお年度途中でプロA契約に変更した場合、当該残存年度における契約が、700万円/年の制限対象となる。
- (2) プロC契約締結時にプロA契約2年目以降の報酬について約束してはならない。

**プロB契約の報酬**

- (1) プロB契約の基本報酬は480万円/年を超えてはならない。
- (2) 変動報酬は自由に設定できる。ただし、出場プレミアムを設定する場合は5万円/試合以下とする。

**1-10 年度途中の契約変更** (図-2、図-3)

プロC選手が年度途中でプロA契約締結条件を満たし、クラブがプロA契約またはプロB契約を締結しようとする場合の手続きは次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば、随時行なうことができる。ただし、1-6 「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「25名枠」の対象とする。

**クラブから選手への契約変更通知**

- (1) プロC選手が年度途中でプロA契約締結条件を満たした場合、クラブは選手に対し、条件を満たした試合日の翌日から3日以内に、プロA契約またはプロB契約への変更およびその契約条件を「契約変更に関する通知書」(書式E)により通知しなければならない。
- (2) (1)の契約条件は、プロC契約時の契約条件を下回ってはならない。

**クラブと選手の契約交渉**

- (1) 選手が上記変更通知を受け取った日の翌日から、原則として7日までをクラブと選手との交渉期間とする。
- (2) クラブが基本報酬480万円(年額)以上の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は同クラブにおいて契約することを原則とする。
- (3) クラブが基本報酬480万円(年額)未満の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は自らの

基本報酬480万円/年以上を追加

『480万円(年額)以上』は、A契約の必須条件であるため削除

- 選択において、プロB契約の締結、または現プロC契約の残存期間までの継続を請求することができる。
- (4) クラブがプロB契約を提示した場合、選手は自らの選択において、現プロC契約の残存期間までの継続を請求することができる。
  - (5) クラブがプロA契約を提示し、交渉が決裂した場合、現プロC契約が期間満了まで継続される。

**移籍リストへの登録**

クラブがプロA契約を提示しなかった場合に限り、選手は移籍リストへの登録を請求することができ、契約期間中においても、移籍することが可能となる。ただしその場合の移籍金は、30万円×在籍年数を上限とする。

**契約日**

クラブと選手が新契約に合意した場合、その契約日は、当該選手がプロA契約締結条件を満たした試合日の翌日とする。

図 - 2 <年度途中でプロC契約からプロA契約への契約変更を通知する場合

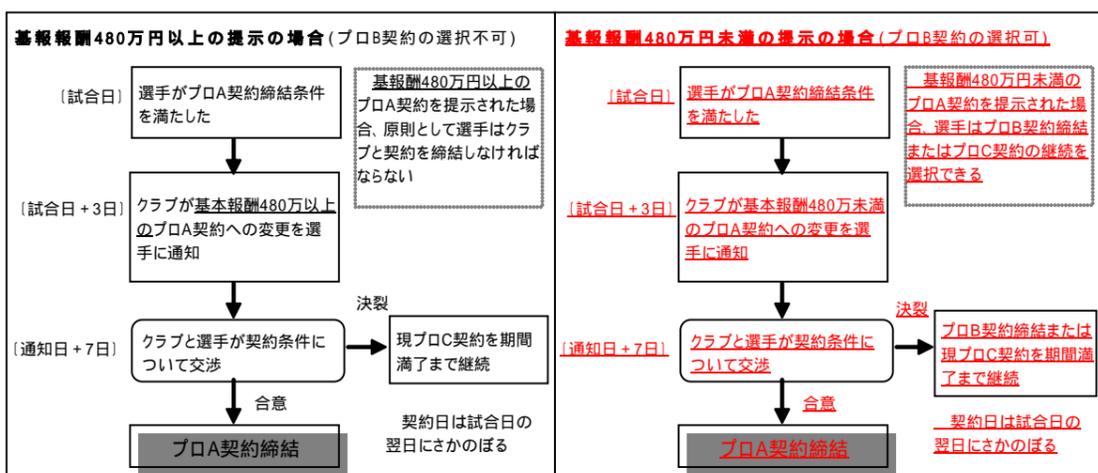
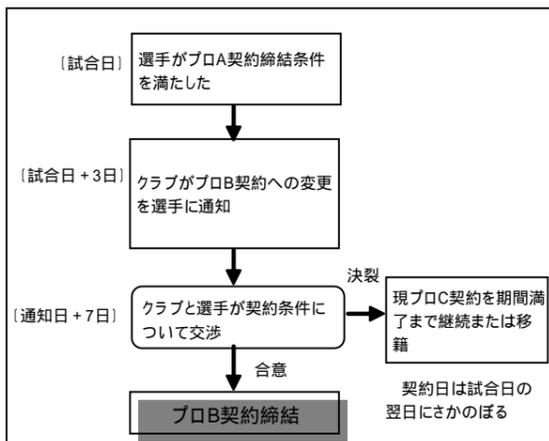


図 - 3 <年度途中でプロC契約からプロB契約への契約変更を通知する場合



**1 - 1 2 プロC契約3年経過後にプロA契約またはプロB契約に変更する場合 (図 - 5、図 - 6)**

**クラブから選手への通知**

クラブは選手に対し、プロA契約またはプロB契約を締結する意思およびその契約条件を、「契約更新に関する通知書」(書式A)((書式E)ではない)により、以下の期日までに通知しなければならない。

- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の11月30日まで
- ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の2ヶ月前まで

**クラブの専属交渉期間**

- (1) クラブが選手に対し、プロA契約締結の意思を示した場合、以下の期日までをクラブの専属交渉期間とする。

- 選択において、~~プロB契約の締結、または現プロC契約の残存期間までの継続を請求することができる。~~
- (3) クラブがプロB契約を提示した場合、選手は自らの選択において、現プロC契約の残存期間までの継続を請求することができる。
  - (4) クラブがプロA契約を提示し、交渉が決裂した場合、現プロC契約が期間満了まで継続される。

**移籍リストへの登録**

クラブがプロA契約を提示しなかった場合に限り、選手は移籍リストへの登録を請求することができ、契約期間中においても、移籍することが可能となる。ただしその場合の移籍金は、30万円×在籍年数を上限とする。

**契約日**

クラブと選手が新契約に合意した場合、その契約日は、当該選手がプロA契約締結条件を満たした試合日の翌日とする。

図 - 2 <年度途中でプロC契約からプロA契約への契約変更を通知する場合

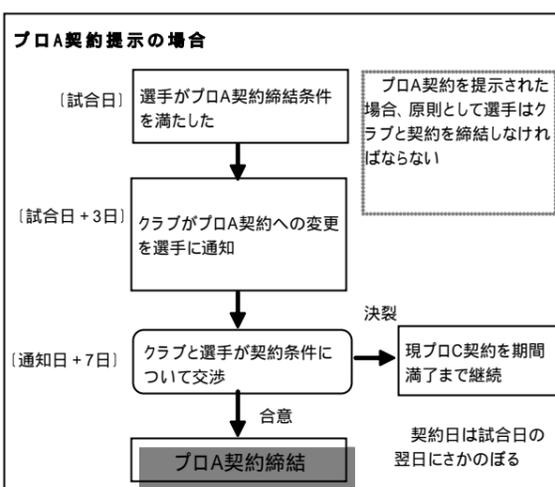
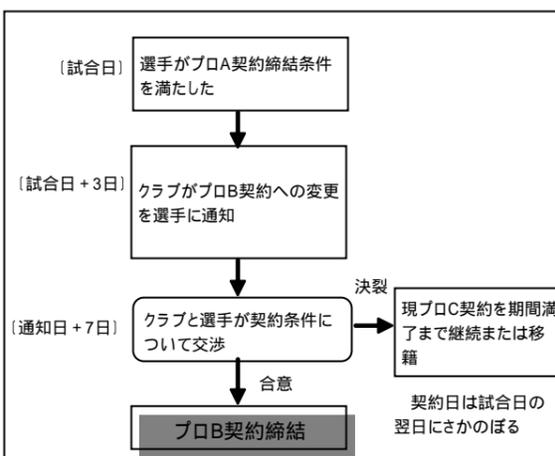


図 - 3 <年度途中でプロC契約からプロB契約への契約変更を通知する場合



**1 - 1 2 プロC契約3年経過後にプロA契約またはプロB契約に変更する場合 (図 - 5、図 - 6)**

**クラブから選手への通知**

クラブは選手に対し、プロA契約またはプロB契約を締結する意思およびその契約条件を、「契約更新に関する通知書」(書式A)((書式E)ではない)により、以下の期日までに通知しなければならない。

- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の11月30日まで
- ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の2ヶ月前まで

**クラブの専属交渉期間**

- (1) クラブが選手に対し、プロA契約締結の意思を示した場合、以下の期日までをクラブの専属交渉期間と

『480万円(年額)未満のA契約』は存在しなくなるため、該当の条項をすべて削除

『480万円(年額)以上の提示』『A契約提示』『480万円(年額)以上』は必ずA契約となるため

『480万円(年額)未満の提示』は、B契約またはC契約となり、図-3パターンに吸収される。全面的に削除

- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の12月31日まで
  - ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の1ヶ月前まで
- (2) クラブの専属交渉期間中は、選手は他のクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、他クラブも当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

クラブが選手に対し、プロB契約の提示をした場合、クラブの専属交渉期間は設定されない。

**選手からクラブへの諾否の通知**

- (1) 選手はクラブに対し、以下の期日までに諾否を通知しなければならない。
- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の12月31日まで
  - ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の1ヶ月前まで
- (2) クラブが基本報酬480万円(年額)以上の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は同クラブにおいて契約することを原則とする。
- (3) クラブが基本報酬480万円(年額)未満の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は自らの選択においてプロB契約の締結を請求することができる。

**最終提示額証明書の発行**

クラブは選手との契約を更新しないことが確定したとき、当該選手に対し、ただちに、最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」(書式C)を発行し、同書類をJリーグに提出しなければならない。

**移籍リストへの登録**

- (1) クラブがプロA契約を提示したが、交渉が決裂した場合、クラブは、専属交渉期間中であっても、ただちに当該選手の移籍リストへの登録申請を行わなければならない。また、移籍リストに登録された選手は、現所属クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。
- (2) 専属交渉期間内に契約条件の最終合意に至らなかったが、選手に契約締結の意思がある場合、選手の希望により移籍リストへの登録を延期することができる。
- (3) クラブがプロB契約の提示をした場合、クラブは選手の希望があれば、当該選手の移籍リストへの登録申請を行わなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消失する。また、当該選手は移籍リストに登録されたとしても、クラブと交渉を続けることができるが、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。

図 - 5 <プロC契約3年経過後にプロA契約への契約変更を通知する場合>

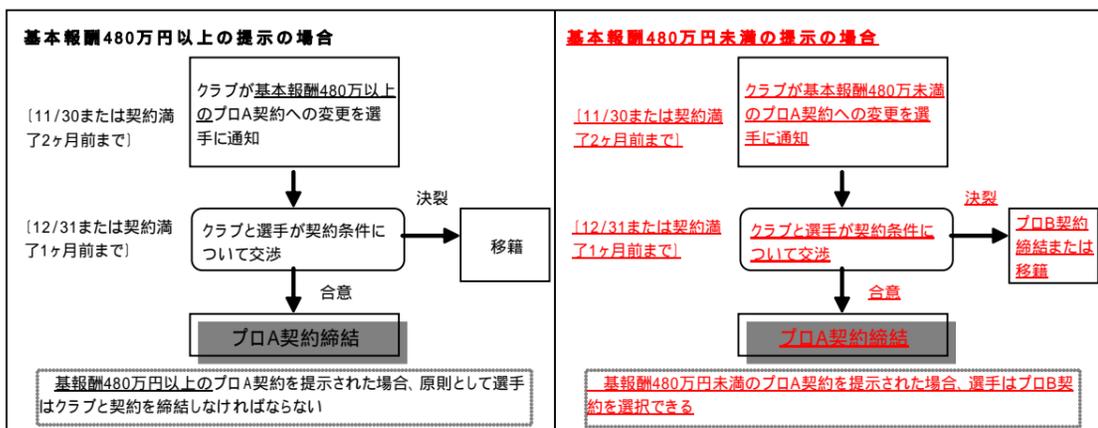
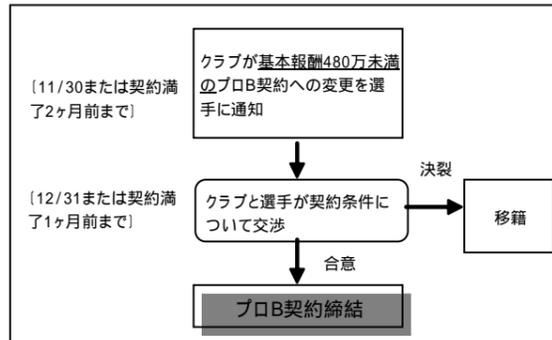


図 - 6 <プロC契約3年経過後にプロB契約への契約変更を通知する場合>



- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の12月31日まで
  - ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の1ヶ月前まで
- (2) クラブの専属交渉期間中は、選手は他のクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、他クラブも当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

クラブが選手に対し、プロB契約の提示をした場合、クラブの専属交渉期間は設定されない。

**選手からクラブへの諾否の通知**

- (1) 選手はクラブに対し、以下の期日までに諾否を通知しなければならない。
- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の12月31日まで
  - ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の1ヶ月前まで
- (2) クラブが基本報酬480万円(年額)以上の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は同クラブにおいて契約することを原則とする。
- (3) クラブが基本報酬480万円(年額)未満の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は自らの選択においてプロB契約の締結を請求することができる。

**最終提示額証明書の発行**

クラブは選手との契約を更新しないことが確定したとき、当該選手に対し、ただちに、最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」(書式C)を発行し、同書類をJリーグに提出しなければならない。

**移籍リストへの登録**

- (1) クラブがプロA契約を提示したが、交渉が決裂した場合、クラブは、専属交渉期間中であっても、ただちに当該選手の移籍リストへの登録申請を行わなければならない。また、移籍リストに登録された選手は、現所属クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。
- (2) 専属交渉期間内に契約条件の最終合意に至らなかったが、選手に契約締結の意思がある場合、選手の希望により移籍リストへの登録を延期することができる。
- (3) クラブがプロB契約の提示をした場合、クラブは選手の希望があれば、当該選手の移籍リストへの登録申請を行わなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消失する。また、当該選手は移籍リストに登録されたとしても、クラブと交渉を続けることができるが、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。

図 - 5 <プロC契約3年経過後にプロA契約への契約変更を通知する場合>

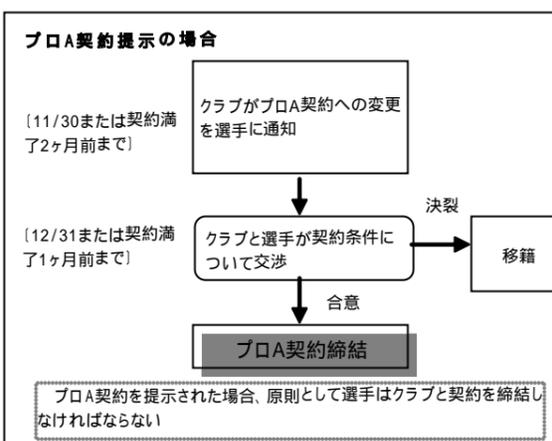
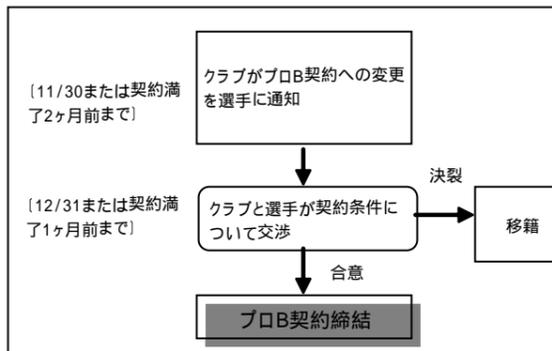


図 - 6 <プロC契約3年経過後にプロB契約への契約変更を通知する場合>



『480万円(年額)以上』は、A契約の必須条件であるため削除

『480万円(年額)未満のA契約』は存在しなくなるため、該当の条項をすべて削除

『480万円(年額)以上の提示』『A契約提示』『480万円(年額)以上』は必ずA契約となるため

『480万円(年額)未満の提示』は、この場合、必ずB契約となるため、図-6パターンに吸収される。全的に削除

3 - 2 移籍金

移籍金

- (1) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍金を請求できる。
- (2) プロ選手が契約期間満了後30ヶ月以内にプロ選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍金を請求できる。
- (3) 選手がアマチュアとして移籍する場合、移籍金は発生しない。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、移籍承諾日から3年以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに移籍金を請求できる。
- (4) アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに「トレーニング費用」を請求できる。

移籍金の上限

- (1) プロA選手
  - イ. 契約期間中に移籍する場合：クラブ間の合意による
  - ロ. 契約更新時にクラブがプロA契約を提示した場合：[移籍金算出基準]による
  - ハ. 契約更新時にクラブがプロA契約以外を提示した場合：30万円×在籍年数
- (2) プロB選手：30万円×在籍年数。但し、契約更新時にクラブが基本報酬480万円以上のプロA契約を提示した場合は [移籍金算出基準]による。
- (3) プロC選手
  - イ. クラブが現契約条件を下回らない契約更新を提示したが、交渉の結果、クラブが移籍に合意した場合：クラブが当該選手へ提示した平均基本報酬額に「移籍金算出基準」の年齢別係数を乗じた額  

$$\text{平均基本報酬額} = (X + Y) \div 2$$

X: 移籍元クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)  
 Y: 移籍先クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)
  - ロ. クラブが現契約条件を下回る契約更新を提示した場合：30万円×在籍年数
  - ハ. クラブが契約期間中に基本報酬480万円以上のプロA契約への契約変更を提示したが、交渉が決裂し(現プロC契約を継続することとなり)契約満了前に再びプロA契約への契約変更を提示したが移籍することとなった場合：イ.と同様
  - ニ. クラブが契約期間中に基本報酬480万円未満のプロA契約への契約変更またはプロB契約への契約変更を提示したが、現プロC契約を継続することとなり、契約満了後に移籍する場合：30万円×在籍年数
- (4) 社員選手：30万円×在籍年数
- (5) アマチュア選手：「トレーニング費用請求基準」による(プロ選手として移籍する場合に限る)

3 - 3 国内移籍の手続き

登録抹消申請

- (1) 移籍元クラブは「登録抹消申請」を行う。
- (2) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった登録抹消に対して、不備がないことを確認し、承認する。
- (3) JFAが最終確認の上、承認する。

移籍承諾番号の発行

- (1) 移籍先クラブは移籍元クラブに「移籍承諾番号発行依頼書」(書式D)を提出する。
- (2) 移籍元クラブは「登録抹消申請」の際に発行した「移籍承諾番号」を移籍先クラブに通知する。

移籍の申請・承認

- (1) 移籍先クラブは「追加登録申請」の際、移籍元クラブから通知された「移籍承諾番号」を入力し、申請を行う。
- (2) クラブは都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、「2-1」JFAへの登録(2)による。
- (4) 年度途中にプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しをJFAに提出する。(JクラブはJリーグに提出する。JFAはJリーグより受け取り、保管する。)
- (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、次の書類をJFAに提出する。
  - イ. 「移籍金通知書」(書式第13-1号)
  - ロ. 移籍金に関する契約書等の写し
- (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)をJFAに提出し、2-1の申請料を支払う。
- (7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍および追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。JFAは同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブ、所属リーグへ

3 - 2 移籍金

移籍金

- (1) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍金を請求できる。
- (2) プロ選手が契約期間満了後30ヶ月以内にプロ選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍金を請求できる。
- (3) 選手がアマチュアとして移籍する場合、移籍金は発生しない。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、移籍承諾日から3年以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに移籍金を請求できる。
- (4) アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに「トレーニング費用」を請求できる。

移籍金の上限

- (1) プロA選手
  - イ. 契約期間中に移籍する場合：クラブ間の合意による
  - ロ. 契約更新時にクラブがプロA契約を提示した場合：[移籍金算出基準]による
  - ハ. 契約更新時にクラブがプロA契約以外を提示した場合：30万円×在籍年数
- (2) プロB選手：30万円×在籍年数。但し、契約更新時にクラブが基本報酬480万円以上のプロA契約を提示した場合は [移籍金算出基準]による。
- (3) プロC選手
  - イ. クラブが現契約条件を下回らない契約更新を提示したが、交渉の結果、クラブが移籍に合意した場合：クラブが当該選手へ提示した平均基本報酬額に「移籍金算出基準」の年齢別係数を乗じた額  

$$\text{平均基本報酬額} = (X + Y) \div 2$$

X: 移籍元クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)  
 Y: 移籍先クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)
  - ロ. クラブが現契約条件を下回る契約更新を提示した場合：30万円×在籍年数
  - ハ. クラブが契約期間中に基本報酬480万円以上のプロA契約への契約変更を提示したが、交渉が決裂し(現プロC契約を継続することとなり)契約満了前に再びプロA契約への契約変更を提示したが移籍することとなった場合：イ.と同様
  - ニ. クラブが契約期間中に基本報酬480万円未満のプロA契約への契約変更またはプロB契約への契約変更を提示したが、現プロC契約を継続することとなり、契約満了後に移籍する場合：30万円×在籍年数
- (4) 社員選手：30万円×在籍年数
- (5) アマチュア選手：「トレーニング費用請求基準」による(プロ選手として移籍する場合に限る)

3 - 3 国内移籍の手続き

登録抹消申請

- (1) 移籍元クラブは「登録抹消申請」を行う。
- (2) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった登録抹消に対して、不備がないことを確認し、承認する。
- (3) JFAが最終確認の上、承認する。

移籍承諾番号の発行

- (1) 移籍先クラブは移籍元クラブに「移籍承諾番号発行依頼書」(書式D)を提出する。
- (2) 移籍元クラブは「登録抹消申請」の際に発行した「移籍承諾番号」を移籍先クラブに通知する。

移籍の申請・承認

- (1) 移籍先クラブは「追加登録申請」の際、移籍元クラブから通知された「移籍承諾番号」を入力し、申請を行う。
- (2) クラブは都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、「2-1」JFAへの登録(2)による。
- (4) 年度途中にプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しをJFAに提出する。(JクラブはJリーグに提出する。JFAはJリーグより受け取り、保管する。)
- (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、次の書類をJFAに提出する。
  - イ. 「移籍金通知書」(書式第13-1号)
  - ロ. 移籍金に関する契約書等の写し
- (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)をJFAに提出し、2-1の申請料を支払う。
- (7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍および追加登録に対し

『480万円(年額)以上』は、A契約の必須条件であるため削除

『480万円(年額)以上』は、A契約の必須条件であるため削除

『480万円(年額)未満のA契約』は存在しなくなるため、削除

通知する。	て、不備がないことを確認し、承認する。J F Aは同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブ、所属リーグへ通知する。	
-------	---	--